

市内地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所 御中

各務原市健康福祉部介護保険課

「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」の様式訂正について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険最新情報 Vol.969 において示されているとおりですが、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号）の別紙10-5「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」の様式が訂正されましたので、下記のとおりご連絡致します。

該当する事業所におかれましては適切に対応して頂きますようお願いいたします。なお、各務原市ウェブサイト内に掲載している様式も修正する予定です。

記

1 添付書類：

- (1) 介護保険最新情報 Vol.969 「令和3年度介護報酬改定関連通知の正誤等について」
- (2) 「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」の一部訂正について
- (3) 別紙10-5「情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書」

2 今後の取扱い：令和3年6月のサービス提供分に係る届出から適用することとします。修正前の別紙10-5の様式で届出を行っており、その後の体制に係る変更がない事業所においても、令和3年5月14（金）までに、修正後の別紙10-5を改めて届け出る必要がありますのでご注意ください。

各務原市健康福祉部介護保険課 施設指導係			
係長	鈴木	担当	大海
TEL	058-383-2067（直通）		
Mail	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp		